

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	本巣市

本巣市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	本巣市役所産業経済部農政課
所 在 地	岐阜県本巣市早野 2 5 5 番地
電 話 番 号	0 5 8 - 3 2 3 - 7 7 5 5
F A X 番 号	0 5 8 - 3 2 3 - 8 1 0 1
メールアドレス	nousei@city.motosu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヌートリア・カラス・カワウ・イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマ・アライグマ・ハクビシン・タヌキ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	本巢市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	被害品目	被害面積	被害金額
ヌートリア	水稻・野菜	0.16 ha	149.4 万円
アライグマ	果樹・野菜	0ha	0 万円
ハクビシン	果樹・野菜	0.12ha	124 万円
タヌキ	果樹・野菜	0ha	0 万円
カラス	果樹・野菜	1.47 ha	557.9 万円
カワウ	魚類	-	-万円
イノシシ	水稻・果樹・野菜	0.15 ha	136 万円
ニホンジカ	水稻・果樹・野菜	0.3 ha	269.4 万円
ニホンザル	水稻・果樹・野菜	0.21 ha	198.3 万円
ツキノワグマ	スギ・ヒノキ	0ha	0 万円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ヌートリアによる被害 田植え後、出穂時に稲の被害が深刻。また、野菜については年間を通して食害が発生している。特に本巢市南部(真正地域・糸貫地域)で被害が多い。 アライグマ・ハクビシン・タヌキによる被害 本巢市全域において、野菜・果樹への被害が多数確認されている。 カラスによる被害 果樹等の収穫期における被害が深刻。本巢市全体で被害が確認されている。

カワウによる被害漁業協同組合で放流している稚魚等の被害が確認されている。

イノシシによる被害

夏から秋にかけて水稻の踏み倒しのほか、年間を通して畑作物の掘り起こし、食害が発生している。本巢市北部(本巢地域北部・根尾地域)で被害が深刻。

ニホンジカによる被害

畑作物の芽・苗等の食害が発生している。本巢市北部(本巢地域北部・根尾地域)で被害が深刻。

ニホンザルによる被害

野菜・果樹の収穫期に食害が多い。本巢市北部(本巢地域北部・根尾地域)で被害が深刻。

ツキノワグマによる被害スギ、ヒノキの人工林の皮剥ぎ被害が発生している。本巢市北部(根尾地域)で被害が深刻。

いずれの鳥獣被害についても増加傾向にあり、農家及び林業経営者等の生産意欲の低下が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

被害面積

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
ヌートリア	0.16 ha	0.11ha
アライグマ	0ha	0ha
ハクビシン	0.12ha	0.08ha
タヌキ	0ha	0ha
カラス	1.47 ha	1.03ha
イノシシ	0.15 ha	0.11ha
ニホンジカ	0.3 ha	0.21ha
ニホンザル	0.21 ha	0.15ha
ツキノワグマ	0ha	0ha

被害金額

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
ヌートリア	149.4 万円	104.6 万円
アライグマ	0 万円	0 万円
ハクビシン	124 万円	86.8 万円
タヌキ	0 万円	0 万円
カラス	557.9 万円	390.5 万円
カワウ	0 万円	0 万円
イノシシ	136 万円	95.2 万円
ニホンジカ	269.4 万円	188.6 万円
ニホンザル	198.3 万円	138.8 万円
ツキノワグマ	0 万円	0 万円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会の協力を得て被害防止捕獲を実施 里山ジビエ会の協力を得て個体数調整を実施 特定外来生物防除実施計画の策定（ヌートリア対策） 狩猟免許取得補助事業の推進 誘導捕獲柵わなによるニホンザルの捕獲	猟友会員の減少・高齢化 箱わなの効率的利用に向けた設置方法等についての検討
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害総合対策交付金等を活用した獣害防止柵の整備 令和4年度 675.3m 本巢市獣害防止柵設置費助成金令和4年度 22.3 万円 猪鹿無猿柵の設置	一団をなす農用地等の外周への設置を推進 一団をなす農用地等の外周への設置を推進 新たな手法の採用
生息環境管理その他	猟友会の協力を得て被害防止捕獲を実施	猟友会員の減少・高齢化

の取組		
-----	--	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

行政・農業者・林業者・猟友会等関係機関の連絡を密にし、研修会等により鳥獣被害防止のための知識等を共有する。

農業者自身による防止柵設置等の自己防衛と捕獲により被害防止を推進する。

林業者によるクマハギ防止のテープ巻きによる自己防衛により被害防止を推進する。

関係機関との連携のもと講習会を開催し、引き続き狩猟免許の新規取得に対する補助を継続実施、防止柵の設置にむけ推進を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
- (ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者等から被害防止捕獲依頼を受け、猟友会の協力を得て被害防止捕獲を実施する。

捕獲許可申請に基づく個人による捕獲を実施する。

平成26年度から行っている個体数調整を継続して実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和6年度～8年度	ヌートリア・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・カラス・カワウ・イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマ	農林業者等に狩猟免許講習会の受講を呼びかける等、狩猟免許の取得推進を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
農作物被害が多いため、現在の捕獲数量を維持していく必要がある。 ツキノワグマについては岐阜県特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ・第3期）に基づき、被害防止対策を行っても被害を抑えきれない場合に必要最小数の捕獲を行うものとする。ただし、学習放獣といった捕殺以外の対応方法について、日頃から市と地域住民が十分な話し合いを行い、地域の合意が得られるよう努める。 予察捕獲については、第13次鳥獣保護事業計画及び岐阜県被害防止捕獲実施要領の規定に基づき実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヌートリア	70	70	70
アライグマ	10	10	10
ハクビシン	10	10	10
タヌキ	20	20	20
カラス	120	120	120
カワウ	50	50	50
イノシシ	50	50	50
ニホンジカ	1300	1300	1300
ニホンザル	100	140	140
ツキノワグマ	3	3	3

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
○本巣市猟友会と連携して、被害防止捕獲を実施する。	
捕獲手段	わな・銃器
捕獲の実施予定時期	通年（一部鳥獣を除き、狩猟期間及びその前後各 15 日間、愛鳥週間、ガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査日を除く）
捕獲予定場所	市内全域
○（一社）里山ジビエ会と連携して、個体数調整を実施する。	
捕獲手段	わな・銃器
捕獲の実施予定時期	通年（4 月 1 日～3 月 15 日）
捕獲予定場所	根尾地域・本巣地域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃による捕獲は実施していません。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
本巣市	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ・ニホンジカ・ ニホンザル	電気柵・ 猪鹿無猿柵等 本巢・根尾 10,000m	電気柵・ 猪鹿無猿柵等 本巢・根尾 10,000m	電気柵・ 猪鹿無猿柵等 本巢・根尾 10,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度 ～令和8年度	ヌートリア アライグマ ハクビシン タヌキ カラス カワウ イノシシ ニホンジカ ニホンザル	国、県の実施する研修会(岐阜県鳥獣害対策相談員養成講座)への参加を呼びかける等、鳥獣被害防止のための知識等を普及し、地域住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組める体制を整備する。 防止柵の管理・放任果樹の除去等を推進する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～令和8年度	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル	放任果樹の除去、耕作放棄地の整備

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

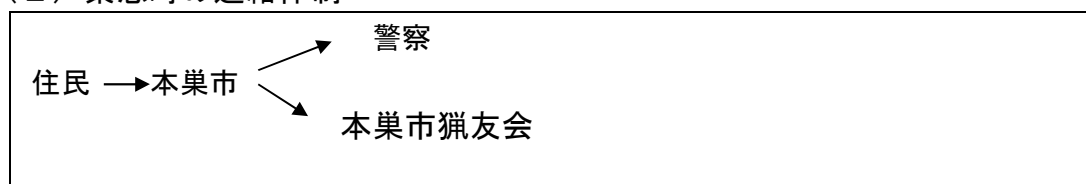
(1) 関係機関等の役割

協議会の名称	本巣市鳥獣被害防止対策協議会
会員名	役 割
本巣市	鳥獣被害防止対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整

岐阜県	野生イノシシの豚熱(CSF)蔓延防止対策
自治会	被害状況等の把握・情報提供・鳥獣被害防止対策を行う
本巣市猟友会	野生鳥獣に関する情報提供、捕獲に対する助言 捕獲活動の実施
(一社)里山ジビエ会	捕獲した鳥獣の有効活用及び情報提供
ぎふ農業協同組合	被害状況等の把握・情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、
猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした鳥獣は、埋設・焼却等により適切に処理する。
イノシシ・ニホンジカの捕獲個体については、(一社)里山ジビエ会が管理する解体処理施設で加工し、食肉として流通させる。
大学等研究材料として依頼があれば積極的に提供。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカ
ペットフード	ニホンジカ

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲等をした鳥獣は、埋設・焼却等により適切に処理する。
イノシシ・ニホンジカの捕獲個体については、(一社)里山ジビエ会が管理する解体処理施設で加工し、食肉として流通させる。
大学等研究材料として依頼があれば積極的に提供。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工に携わる者の資質の向上を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	本巣市鳥獣被害防止対策協議会
会員名	役 割
本巣市	鳥獣被害防止対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整
岐阜県	野生イノシシの豚熱(CSF)蔓延防止対策
自治会	被害状況等の把握・情報提供・鳥獣被害防止対策を行う
本巣市猟友会	野生鳥獣に関する情報提供、捕獲に対する助言 捕獲活動の実施
(一社)里山ジビエ会	捕獲した鳥獣の有効活用及び情報提供
ぎふ農業協同組合	被害状況等の把握・情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
本巣市農業委員会	各地区の被害状況等の把握、意見・要望等の集約
根尾川筋漁業協同組合	被害状況等の把握・情報提供
もとす郡森林組合	被害状況等の把握・情報提供
岐阜中央農業共済組合	被害状況等の把握・情報提供

岐阜農林事務所	農作物被害防止対策に係る助言を行う
岐阜地域環境室	個体数調整・被害防止捕獲に係る助言を行う

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は平成25年度に編成済。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。